

# 物価高騰支援対策について



国の「重点支援地方交付金」に伴い、北斗市として次の支援を実施します。

## 低所得世帯支援給付金支給〈国施策(井戸水は北斗市独自施策)〉

	給付金の対象となる世帯	金額	時期
1	令和5年12月1日時点で北斗市に住民票があり、世帯全員の「令和5年度住民税均等割が非課税」の世帯 ※1 ※今回の給付金は、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象になりません。	70,000円	1月中旬 確認書送付予定 (要返送)
2	水道基本料金の免除対象とならない井戸水等を利用している世帯	3,000円	申請後、順次支給予定※2

- 注意** 支給手続き等の詳細は、市公式ホームページでお知らせします。  
※1 令和5年1月1日以降に転入した方がいる世帯など、申請が必要な世帯があります。  
※2 企画課に申請してください。

**問** 市役所企画課企画係 [内線235～238]

## 学校給食費の免除〈北斗市独自施策〉

物価高騰の影響を受ける保護者の経済的負担軽減のために、全児童・生徒の給食費の3カ月分を完全無償化します。

〈免除対象〉 令和6年1月分から3月分の3カ月分

対象	納期限
1月分	令和6年1月31日
2月分	令和6年2月29日
3月分	令和6年4月1日

〈免除方法〉

- ①すでに給食費を納付済みの方  
銀行口座に返還します。
- ②口座引落の方  
1月分以降、3カ月分の引き落としは行いません。
- ③児童手当からの天引きの方  
2月に、10月分から12月分の3カ月分の天引きを行います。  
(北斗市在住の児童生徒分のみ実施)

**問** 第1学校給食共同調理場 ☎73-2057

## 水道基本料金の免除(メーター使用料含む)〈北斗市独自施策〉

北斗市の水道をご使用の市内のご家庭や事業者を対象に、水道基本料金とメーター使用料免除を3カ月間実施します。

〈免除対象〉 令和5年12月から2月分の3カ月間

水道使用期間	検針月(請求月)	請求書発送時期(口座振替日)
令和5年12月上旬～令和6年1月上旬	令和6年1月	令和6年1月下旬(令和6年2月15日)
令和6年1月上旬～令和6年2月上旬	令和6年2月	令和6年2月下旬(令和6年3月15日)
令和6年2月上旬～令和6年3月上旬	令和6年3月	令和6年3月下旬(令和6年4月15日)

### 市内事業者の方の下水道基本料金の免除について

北斗市の業務用・浴場用の下水道をご使用のみなさまの下水道料金を水道基本料金に加え、免除いたします。

- 注意** ・免除期間中は、毎月の水道メーター検針の際の「使用水量のお知らせ」に記載の請求予定額から基本料金とメーター使用料を差し引いた金額が、ご請求額となります。  
・住宅用の下水道使用料は免除となりません。

**問** 市役所上下水道課 [内線242～248]